

令和 7 年

渡島西部広域事務組合議会

第 1 回定例会 会議録

令和 7 年 2 月 2 8 日 開会
令和 7 年 2 月 2 8 日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次

令和7年2月28日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 承認第1号 専決処分した事件について (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	3
○ 日程第5 承認第2号 専決処分した事件について (令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号))	6
○ 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 日程第7 議案第2号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	9
○ 日程第8 議案第3号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)	10
○ 日程第9 議案第4号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	13
○ 日程第10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	25
○ 閉会の議決	25
○ 閉会宣告	25

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
承認 1	専決処分した事件について (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	2月28日	原案承認
承認 2	専決処分した事件について (令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算 (第 4 号))	2月28日	原案承認
1	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月28日	原案可決
2	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	2月28日	原案可決
3	令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算 (第 5 号)	2月28日	原案可決
4	令和 7 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	2月28日	原案可決

令和 7 年 第 1 回定例会
令和 7 年 2 月 2 8 日（金曜日）第 1 号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 1 号 専決処分した事件について
（職員給与に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 5 承認第 2 号 専決処分した事件について
（令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号））
日程第 6 議案第 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 2 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 3 号 令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 9 議案第 4 号 令和 7 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算
日程第 10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎出席議員（12名）

議長	12 番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11 番	又地 信也（木古内町）
	1 番	佐藤 孝男（福島町）		2 番	沼山 雄平（松前町）
	3 番	廣瀬 雅一（木古内町）		4 番	相澤 巧（木古内町）
	5 番	山田 顕人（知内町）		6 番	木村 隆（福島町）
	7 番	木村 一（知内町）		8 番	堺 繁光（松前町）
	9 番	谷口 康之（知内町）		10 番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（19名）

管 理 者	鳴海 清春	副管理者	小鹿 一彦		
参 与	若佐 智弘	参 与	西山 和夫	参 与	鈴木 慎也
幹 事	尾坂 一範	幹 事	大野 樹	幹 事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	古一 直喜	事務局長	要田 吾朗
衛生センター長	堺 泰幸	消 防 長	伊藤 則幸	松前消防署長	小川 隆広
福島消防署長	住吉 竜大	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	石塚 睦
消防本部主幹	大嶋 茂	衛生センター副署長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次 長	梅岡 忍	書 記	上田 沙恵	書 記	田中 優香
-----	------	-----	-------	-----	-------

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

出席、大変ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和7年第1回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

どうもご苦勞様でございます。

令和7年第1回定例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、第1回定例会にご出席を頂き、誠に有難うございます。

さて、令和7年巳年がスタートし、早2ヶ月が過ぎようとしてございますが、今年は、昭和100年目にあたり戦後80年の節目の年でもございます。

巳年は成長や再生を象徴する年とされておりますので、当組合においても西部4町の住民の安全・安心を守るため、常に挑戦・改革する思いをもって、職員と共に広域行政を推進してまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いしたいと思っております。

また、今年は6月に福島町において渡島地区消防大会が開催されますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今般の定例会に提案の案件についてですが、まず、専決処分した事件の承認が2件、次に職員の給与に関する条例の一部改正が1件、また、旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例が1件となっております。

次に令和6年度一般会計補正予算及び令和7年度一般会計予算の2件、計6件の議案審議をお願いするものでございます。

まず、専決処分した事件の承認についてですが、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び令和6年度一般会計補正予算（第4号）に係る承認となっております。

次に議案第1号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和6年8月の人事院勧告に基づき、12月25日に職員の給与に関する法律が公布されたことに伴う改正となっております。

2点目の議案第2号の旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、近年物価の高騰等により都市部における宿泊料が高騰しており、宿泊場所の確保にも苦慮している状況にあります。こうした状況に対応するため実費相当での支給を可能とするなどの改正を行うものでございます。

次に令和6年度一般会計補正予算の主な内容ですが、事業などの実績精査や入札減等による減額補正となっております。

続いて、令和7年度一般会計予算につきましては、予算総額を18億4,123万9千円と定め、対前年度比で1億8,005万4千円の増額となっており、10.8%の増加となっております。

その主たる要因は、衛生センター事業として一般廃棄物処理基本計画の策定や消防における高規格救急車等の購入による増と、各施設において、燃料及び物価高騰により各予算が増加しております。

なお、議案の内容につきましては、担当者から詳しく説明を致しますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後に、明日は早いもので弥生三月を迎えます。本日は少し気温も上昇し、これから日々春の息吹

と共に松前から桜の便りが届く季節となります。

渡島西部4町にとりまして、今年一年が穏やかな年となることを願い、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いを致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は規定に基づき、6番木村 隆議員、7番木村 一議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

**◎承認第1号 専決処分した事件の承認
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）**

○議長（溝部幸基）

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認、職員給与条例の一部改正を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案の5頁をお願いします。

承認第1号、専決処分した事件の承認。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

6頁をお願いします。

専決処分書。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月13日、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明致しますので、議案説明資料の5頁をお願いします。

承認第1号関係。専決処分した事件の承認です。

内容につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

1 改正の理由。

令和6年8月8日の人事院勧告において、民間との給与較差を埋めるため、給与水準の引上げとして、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数を職員が0.05月、定年再任用短時間勤務職員が0.025月の引上げ、また、寒冷地手当においても、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ、新たな気象データに基づき支給地域を改定する勧告がなされました。

国においては、11月29日に閣議で今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定し、12月25日に職員の給与に関する法律が公布されましたので、当組合においても関係条例を改正するものです。

2 改正の内容。

(1) 第1条関係、令和6年4月1日遡及適用分は、①給料表の改定、別表第1、第4条関係です。

大卒採用職員の初任給を23,800円、高卒採用職員の初任給を21,400円引上げるとともに、概ね30歳台後半までの職員に重点を置き、号俸について所要の改定をします。

これによる平均改定率は、全体で3.0%となります。

②期末・勤勉手当の改定、第18条及び第19条関係です。

職員の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引上げ、4.5月を4.6月に改定します。

また、定年再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当についても、支給月数をそれぞれ0.025月引上げ、2.35月を2.4月に改正し、改正による引上げは、国と同様に12月期とするものです。

改正前、改正後の支給月数は、ア及びイの表に記載のとおりです。

6頁をお願いします。

③寒冷地手当の改定、第20条第2項関係です。

職員の寒冷地手当を月額11.3%引上げ、世帯等の区分ごとに改定をします。

改正前、改正後の額は、表に記載のとおりです。

(2) 第2条関係、令和7年4月1日施行分は、同じく期末・勤勉手当の改定で、令和6年度では12月期に支給月数を0.05月引上げますが、令和7年度以降については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものです。

改正前、改正後の支給月数は、ア及びイの表に記載のとおりです。

3 施行期日等について、この条例は公布の日から施行し、第1条による規定は、令和6年4月1日から適用し、第2条は、令和7年4月1日から施行するものです。

なお、条例の新旧対照表については、議案の7頁から掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、承認第1号、専決処分した事件の承認、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、承認第1号は承認致しました。

◎承認第2号 専決処分した事件の承認

(令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号))

○議長(溝部幸基)

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認、令和6年度一般会計補正予算(第4号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長(要田吾朗)

それでは、議案の13頁をお願いします。

承認第2号、専決処分した事件の承認。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

14頁をお願いします。

専決処分書。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月13日、渡島西部広域事務組合管理者。

15頁をお願いします。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,677万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,694万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算の概要については、承認第1号で承認していただいた、給与改定に伴う人件費の増額となっております。

それでは、歳出から所属毎に説明を致しますので、説明資料の12頁をお願いします。

はじめに、事務局所管分です。

2款総務費、1項、1目事務局費で、118万円の増額です。

2節給料59万8千円の増、3節職員手当等34万3千円の増、4節共済費8万3千円の増、18節負担金、補助及び交付金15万6千円の増は、給与改定によるものです。

各所属においても同様の内容となりますので、目の補正額のみ説明致します。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費で、131万6千円の増額、2目ごみ再生処理費で、25万2千円の増額です。

13頁をお願いします。

消防本部所管分です。

4款消防費、1項、1目消防本部費で、79万8千円の増額です。

松前消防署所管分です。

2目松前消防署費で、1,143万8千円の増額です。

福島消防署所管分です。

3目福島消防署費で、777万6千円の増額です。

14頁をお願いします。

知内消防署所管分です。

4 目知内消防署費で、680 万 7 千円の増額です。

木古内消防署所管分です。

5 目木古内消防署費で、720 万 6 千円の増額です。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて歳入を説明しますので、11 頁をお願いします。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 215 万 8 千円の増額は、歳出補正に伴う負担金の増です。

2 目消防負担金 3,461 万 5 千円の増額も歳出補正に伴う負担金の増です。

総額では、歳入歳出とも 3,677 万 3 千円の増額補正となります。

以上で、承認第 2 号、専決処分した事件の承認、令和 6 年度一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

承認第 2 号を承認することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、承認第 2 号は承認致しました。

◎議案第 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第 6 議案第 1 号 職員給与条例の一部改正を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、議案の 31 頁をお願いします。

議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明致しますので、説明資料の 15 頁をお願いします。

議案第 1 号関係。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

1 改正の理由。

令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、12 月 25 日に職員の給与に関する法律が公布されたことに伴い、当組合においても関係条例を改正するものです。

2 改正の内容。

(1) 給料表の改定、別表第 1、第 4 条関係です。

3 級から 6 級の初号の額を引上げつつ、職務の級間の水準の重なりを解消し、より職責を重視した俸給体系となるよう、号俸について所要の改定をします。

(2) 扶養手当の見直し、第 8 条関係です。

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引上げ、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状

況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生活費の補填を充実させるため、扶養手当の額を２年間で段階的に改正します。

現行及び２年間の段階的な改正後の額は、表に記載のとおりです。

(3) 通勤手当の見直し、第 10 条関係です。

交通機関等を利用した場合の支給限度額を引き上げます。

改正後の支給限度額は、表に記載のとおり、月額 15 万円となります。

(4) 管理職員特別勤務手当の見直し、第 17 条の 2 関係です。

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大します。

支給対象時間帯が２時間拡大され、改正前の午前 0 時から午前 5 時までが、改正後は午後 10 時から午前 5 時までとなります。

(5) 寒冷地手当支給地域の改定、別表第 2、第 20 条関係です。

新たな気象データに基づき、支給地域を改定します。

当組合を構成する構成町では、松前町及び知内町が 3 級地から 2 級地へと変更となります。

16 頁をお願いします。

(6) 地域手当の改定、第 20 条の 2 関係です。

都道府県を基本とし、都道府県庁所在地及び人口 20 万人以上の中核的な市については民間賃金を反映するとともに、現行の 7 級地区分を 5 級地に再編します。

当組合において該当する可能性があるところとしましては、現行 7 級地、支給割合 3% の札幌市が、改正後は 5 級地、支給割合 4% となります。

(7) 暫定再任用短時間勤務職員の支給手当の拡大、附則（令和 5 年 2 月 28 日条例第 2 号）職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置関係です。

住居手当及び寒冷地手当を新たに支給します。

3 施行期日等について、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

附則の第 2 条以降につきましては、号俸の切替、号俸の調整、扶養手当に関する経過措置、規則への委任を規定しております。

なお、条例の新旧対照表については、議案の 31 頁から掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 1 号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 1 号は可決致しました。

◎議案第 2 号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第2号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理条例を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、議案の47頁をお願いします。

議案第2号、旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

内容について説明致しますので、説明資料の21頁をお願いします。

議案第2号関係。旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例です。

1 提案の理由。

近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行で規定している出張等に伴う宿泊料の額では対応できない事例が生じてきていることから、宿泊料の改定及びやむを得ず宿泊料が規定の額を超える場合には、実費相当額での支給を可能とし、また、甲地方及び乙地方の区分について併せて見直しを行うため、関係条例の整理をするものです。

2 改正の内容。

- (1) 渡島西部広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例。
- (2) 渡島西部広域事務組合管理者等の旅費額並びにその支給方法等に関する条例。
- (3) 渡島西部広域事務組合の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例。
- (4) 職員等の旅費に関する条例。
- (5) 消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例、の5条例を改正します。

22頁をお願いします。

表の区分欄上段記載の議会議員、管理者・副管理者、監査委員、消防団長・副団長を特別職、下段の職員、消防団長・副団長以外の団員を一般職として説明致します。

宿泊料の改定として、甲地方の東京都特別区では特別職が1,200円増の1万6千円、一般職が1,900円増の1万5千円となります。

また、乙地方、札幌市などは特別職が1,000円増の1万2,800円、一般職が2,000円増の1万1,800円となり、不足する場合でも実費相当額を支給できるように改正します。

甲地方及び乙地方の区分の見直しについては、東京都特別区及び札幌市を除く政令指定都市を甲地方とし、甲地方以外の地域を乙地方とします。

3 施行期日について、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

なお、条例の新旧対照表については、議案の47頁から掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第3号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、議案の51頁をお願いします。

議案第3号、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4,308万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,386万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年2月28日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

最初に、繰越明許費について説明致しますので、54頁をお願いします。

第2表 繰越明許費。

記載の2事業について年度内に事業が完了しないことから、令和7年度に繰り越して事業を実施するものです。

4款消防費、3項消防施設費、事業名、福島消防署消防指揮広報車購入事業で金額が1,232万1千円、事業名、知内消防署消防広報車購入事業で金額が1,123万7千円で、合計2,355万8千円となります。

当該2事業については、消防車輛の購入事業であり、それぞれ年度内を納入期限として入札を執行、令和6年5月13日第1回臨時会において、財産取得を議決していただいていたところですが、福島消防署へは1月6日、知内消防署へは12月12日に各契約の相手方から、年度内の納入ができない旨の連絡を受け、納入予定を確認したところ、福島消防署へは令和8年2月13日まで、知内消防署へは令和7年10月31日までの納入予定であったため、年度内に事業完了しないことから、繰越明許費として令和7年度に繰り越すものです。

次に、補正の内容について説明致します。

今回の補正予算の概要については、主に実績精査、入札減等による減額となっております。

それでは、歳出から所属毎に説明を致しますので、説明資料の27頁をお願いします。

節で10万円以上の増減があるものを中心に説明致します。

はじめに、事務局所管分です。

1款議会費、1項、1目議会費44万円の減額は、17節備品購入費26万9千円の減額で、議会用タブレット端末購入費等の実績精査によるものです。

2款総務費、1項、1目事務局費16万2千円の減額は、3節職員手当等10万4千円の増額で、時間外勤務手当の実績見込みによるもの、10節需用費15万6千円の減額で、実績精査によるものとなっております。

また、4節共済費ですが、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の改定により、各所属においても職員数・標準報酬月額等に応じて減額となっております。

28頁をお願いします。

2項、1目監査委員費35万6千円の減額は、8節旅費27万1千円の減額で各種会議等の参加実績による減です。

6款諸支出金、3項、1目衛生センター施設整備基金積立金88万4千円の増額は、24節積立金同額で、歳入において、浄化槽汚泥処理手数料が実績見込みにより78万4千円、利子及び配当金が10万円、増額となるため、増額分を積立金として計上するものです。

基金について説明致しますので、39頁をお願いします。

令和6年度衛生センター施設整備基金積立調書です。太字部分が今回の補正に関連する部分となっ

ており、表一番下、年度末現在高は1億3,580万3,090円です。

各構成町の年度末現在高は記載のとおりとなっております。

29頁をお願いします。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費1,905万1千円の減額は、3節職員手当等31万8千円の減額で、勤務の実績精査によるもの、10節需用費1,414万3千円の減額で、薬品、電気料金の減、燃料使用量の増によるものです。12節委託料457万円の減額で、除雪業務の実績見込みによる増、し尿収集運搬業務委託料の実績精査によるものです。

2目ごみ再生処理費129万1千円の増額は、10節需用費56万6千円の増額で、設備部品・燃料等の使用量、電気料金の実績精査によるもののほか、自動ドア等修繕費の増によるものです。12節委託料75万2千円の増額は、除雪業務の実績見込みによるものです。

3目最終処分場処理費10万3千円の増額は、10節需用費55万9千円の減額で薬品・燃料使用量の減、バックホウ修繕の増によるものです。12節委託料68万2千円の増額は除雪業務の実績見込みによるものです。

30頁をお願いします。

消防本部所管分です。

4款消防費、1項、1目本部費89万4千円の減額は、3節職員手当等40万8千円の減額で、勤務の実績精査等によるもの、10節需用費16万1千円の減額及び11節役務費19万5千円の減額で、実績精査によるものです。

31頁をお願いします。

松前消防署所管分です。

2目松前消防署費221万1千円の減額は、3節職員手当等101万5千円の減額で、勤務の実績精査によるものです。4節共済費14万8千円の減額です。8節旅費47万8千円の減額、11節役務費20万4千円の減額、18節負担金、補助及び交付金21万6千円の減額はそれぞれ実績精査によるものです。

32頁をお願いします。

2項、1目松前消防団費269万8千円の減額は、1節報酬113万8千円の減額で火災出動等及び団員数の実績精査によるもの、8節旅費21万5千円の減額、13節使用料及び賃借料46万2千円の減額、17節備品購入費73万1千円の減額でそれぞれ実績精査によるものです。

18節負担金、補助及び交付金13万3千円の減額は団員数の実数による負担金の減によるものです。

3項、1目松前施設費134万7千円の減額は、10節需用費59万6千円の増額で、タイヤ庫シャッター修繕によるもの、14節工事請負費181万4千円の減額で、入札減によるものです。

33頁をお願いします。

福島消防署所管分です。

1項、3目福島消防署費356万6千円の減額は、2節給料76万7千円の減額で、職員1名の育児休業に伴う減です。3節職員手当等46万9千円の減額で、扶養等の異動及び勤務の実績精査によるものです。8節旅費53万円の減額で、新入職員赴任旅費に伴う増と病院実習等研修旅費の減によるものです。10節需用費79万円の減額で、車輛維持修繕費の増及び燃料費、光熱水費等の実績精査、11節役務費26万円の減額で、自動車保険料等の実績精査、12節委託料23万円の減額で、病院実習等の実績精査、17節備品購入費17万円の減額で入札減等によるもの、18節負担金、補助及び交付金25万9千円の減額で、実績精査によるものです。

34頁をお願いします。

2項、2目福島消防団費257万6千円の減額は、1節報酬172万円の減額で、火災出動等及び団員数の実績精査によるもの、10節需用費10万6千円の減額で実績精査によるもの、17節備品購入費45万円の減額で、新入団員減に伴う貸付被服購入費の減によるもの、18節負担金、補助及び交付金20万円の減額で、団員数の実数による負担金の減によるものです。

3項、2目福島施設費76万7千円の減額は、10節需用費15万円の減額で、庁舎修繕費及び防火水槽維持管理費の実績精査によるもの、12節委託料14万3千円の減額で見積合わせによる減、14節工事請負費22万3千円の減額、17節備品購入費20万5千円の減額はそれぞれ入札減によるものです。

35頁をお願いします。

知内消防署所管分です。

1項、4目知内消防署費312万円の減額は、2節給料80万6千円の減額で、職員1名の異動に伴う減、3節職員手当等103万円の減額で、扶養等の異動及び勤務の実績精査によるもの、4節共済費35万1千円の減額で、職員1名の異動等によるもの、10節需用費20万円の減額、11節役務費30万8千円の減額、12節委託料21万円の減額はそれぞれ実績精査によるもの、17節備品購入費12万2千円の減額は入札減等によるものです。

36頁をお願いします。

2項、3目知内消防団費151万8千円の減額は、1節報酬95万円の減額で、火災出動等及び団員数の実績精査、8節旅費12万6千円の減額、17節備品購入費27万4千円の減額は、実績精査によるものです。

3項、3目知内施設費124万9千円の減額は、17節備品購入費80万3千円の減額で、入札減等によるもの、18節負担金、補助及び交付金37万4千円の減額で、実績精査によるものです。

37頁をお願いします。

木古内消防署所管分です。

1項、5目木古内消防署費335万1千円の減額は、2節給料45万4千円の減額で、職員3名の異動に伴う減、3節職員手当等114万2千円の減額で、扶養等の異動及び勤務の実績精査によるもの、4節共済費29万5千円の減額で、職員3名の異動等によるものです。8節旅費52万7千円の減額、11節役務費16万7千円の減額、12節委託料11万円の減額、18節負担金、補助及び交付金28万7千円の減額はそれぞれ実績精査によるものです。17節備品購入費34万円の減額は、入札減等によるものです。

38頁をお願いします。

2項、4目木古内消防団費192万6千円の減額は、1節報酬108万9千円の減額で、火災出動等及び団員数の実績精査によるもの、17節備品購入費55万2千円の減額で、実績精査によるものです。18節負担金、補助及び交付金10万5千円の減額で、団員数の実数による負担金の減によるものです。

3項、4目木古内施設費13万1千円の減額は、11節役務費から26節公課費まで、実績精査によるものとなっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入を説明致しますので、23頁をお願いします。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金1,642万1千円の減額は、歳出補正に対応する額について、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額を減額するものです。

2目消防負担金2,630万円の減額は、歳出補正に対応する額について、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額を減額するものです。

24頁をお願いします。

2款使用料及び手数料、1項、1目し尿処理手数料419万3千円の減額は、収集量760キロリットル減の実績見込みによるものです。

2目浄化槽汚泥処理手数料78万4千円の増額は、処理量160キロリットル増の実績見込みによるものです。

25頁をお願いします。

5款財産収入、1項、1目利子及び配当金10万円の増額は、定期預金利率の改定によるものです。

2項、1目物品売払収入253万2千円の増額は、衛生分アルミプレス等売払のほか、消防車両売払収入も含む実績見込みによるものです。

6款繰入金、1項、1目衛生センター施設整備基金繰入金については、先ほどご覧いただいた、39頁基金積立調書のとおりとなっております。

26頁をお願いします。

7款諸収入、2項、1目雑入39万8千円の増額は、大型自動車免許助成金返戻金24万円の増額など実績精査によるものです。

内容としましては、職員2名の退職に伴い、職員として5年以上勤務しないという助成金の返還要件に該当したことによるもの等となっております。

総額では、歳入歳出とも4,308万5千円の減額補正となります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第3号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎議案第4号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計予算

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第4号 令和7年度一般会計予算を議題と致します。

審議の進め方についてお諮り致します。

最初に、総括的な予算編成概要についての説明を受け、歳出の1款議会費と2款総務費、次に3款衛生費、続いて4款消防費、最後に5款公債費、6款諸支出金、7款予備費を一括し、4分割して説明を受け、それぞれ質疑を行います。

次に、歳入全般についての説明を受けて質疑を行い、最後に歳入歳出全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

ご異議なしと認め、議事を進めて参ります。

最初に、総括的な予算編成概要の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

最初に、議案の93頁をお願いします。

議案第4号、令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計予算。

令和7年度渡島西部広域事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,123万9千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4千万円と定める。

令和7年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

令和7年度の予算編成につきましては、効率的な事務事業の推進による地域住民の負託と期待に応えるための適切な予算確保を念頭に進めたところです。

それでは、予算の概要を説明致しますので、予算説明資料の5頁をお願いします。

5頁から8頁は、令和7年度歳入歳出予算総額の対前年度比較表です。

歳入歳出とも、総額で前年度より1億8,005万4千円、10.8%の増額となっております。

増額となった主な要因は、給与改定による人件費の増や衛生センターの不燃・粗大系磁選機・アルミ選別機更新工事等の実施及び福島消防署、知内消防署の高規格救急自動車更新等の事業費の増によるものです。

それでは、前年度と比較して増減の大きい款を中心に説明致します。

歳入です。表右端、比較増減額で説明致します。

1款分担金及び負担金は、1億8,457万3千円の増となりました。

このうち、衛生負担金4,890万円の増は、衛生センター施設整備計画に基づく工事等の実施事業費の増によるものです。消防負担金1億3,567万3千円の増は、消防施設整備計画に基づく消防車両更新等の事業費の増や人件費の増によるものです。

2款使用料及び手数料405万7千円の減は、し尿処理収集量及びごみ処理量の減少に伴うものと消防手数料のうち知内火力発電所特定屋外タンク関係の申請に伴う増によるものです。国庫支出金は、消防団設備整備費補助金事業の完了に伴う科目廃止による皆減です。

4款財産収入は、利率改定による利子の増のほか、物品売払収入については、前年度並みを見込んでおります。

5款繰入金1,102万4千円の増は、衛生センターの基金充当事業に係る事業費の増によるものです。

6頁をお願いします。

7款諸収入1,751万1千円の減は、退職手当組合清算還付金がないこと及び北海道防災航空室への派遣期間満了による、派遣給与費負担金収入等の減によるものです。

8款組合債750万円の増は、衛生センターのごみ運搬車購入に係る一般廃棄物処理事業債によるものです。

7頁をお願いします。

歳出です。

2款総務費332万5千円の増は、情報セキュリティポリシー策定業務委託料やペーパーレス会議システム使用料等の増によるものです。

3款衛生費5,321万6千円の増は、衛生センター施設整備事業費が増加したことにより、1目し尿処理費3,103万6千円の増及び2目ごみ再生処理費2,712万6千円の増のほか3目最終処分場処理費494万6千円の減によるものです。

4款消防費は、1億3,418万1千円の増となりました。1項常備消防費5,850万円の増は、給与改定に伴う人件費の増によるもので、2項非常備消防費74万9千円の減は、福島消防団の団員用防火衣購入事業の完了によるものです。

8頁をお願いします。

3項消防施設費7,643万円の増は、福島消防署及び知内消防署の高規格救急自動車更新等によるものです。

5款公債費422万円の増は、衛生債の元金償還開始に伴う増のほか、利率見直し等による利子の減によるものです。

6款諸支出金1,484万8千円の減は、退職手当組合清算還付金の皆減のほか、木古内町の基金積立金等の増によるものです。

9頁をお願いします。

予算性質別総括表です。

性質別では、下から4行目の構成比で、人件費が49.3%、物件費が24.0%、建設事業費が13.0%を占めております。

また、款別では、右端の構成比で、衛生費が27.1%、消防費が63.2%と、全体の90.3%を占めております。

次に10頁をお願いします。

目別財源内訳及び構成町別負担金内訳表です。

下の合計欄で説明致します。

特定財源につきましては、補助金が188万1千円、地方債が750万円、その他各種手数料等が1億6,574万5千円となっております。

一般財源は、合計16億6,611万3千円で、構成町負担金が16億6,611万円、その他利子が3千円です。

なお、構成町別負担金内訳書は、記載のとおりです。

11頁をお願いします。

経費別構成町負担按分表です。

予算編成時の負担割合は、下段の負担率基準計数に基づき、前年の令和6年10月1日現在の住民人口と、令和5年度の衛生センターの年間収集実績量、また、令和6年度の消防費に係る基準財政需要額を用い、按分率を設定しております。

12頁をお願いします。

地方債元利償還金に係る負担割合は、頁中ほどより記載の負担率基準計数に基づき、案分率を設定しております。

13頁をお願いします。

令和7年度建設事業等計画書です。

100万円以上の建設事業や車輛等購入事業を記載しております。

合計欄で説明致しますので、14頁をお願いします。

令和7年度の事業件数は、合計24件、事業予算3億261万3千円となっております。

前年度と比較しますと、事業件数は2件の増、事業費1億300万9千円の増となっております。

また、15頁から21頁に事業概要等の図面を掲載しております。

対応する図面の頁を備考欄に記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、令和6年度渡島西部衛生センター廃棄物処理実績対前年度比較表について説明致しますので、50頁をお願いします。

数量につきましては、4月から12月までの実績と、1月から3月までの推計の合計としておりますので、あらかじめご了解願います。

浄化槽汚泥処理実績は、前年比40キロリットル減の2,060キロリットル。

し尿収集実績は、前年比457.22キロリットル減の15,575キロリットル。

ごみ処理実績は、前年比14.31トン減の784.63トン。

最終処分場処理実績は、前年比126.53トン減の749.78トンとなっております。

構成町ごとの内容は、記載のとおりです。

51頁をお願いします。

消防概況調です。

消防職員、団員、車輛、防火水槽等は、令和6年12月31日現在、また、救急活動状況及び火災発生状況は、令和6年1月から12月までの数値となっております。

合計数で説明致します。

1 消防職員は、実員数104人となっております。

2 消防団員は、定数380人に対し、300人の団員数です。

3 救急活動状況は、1,405件の出場と1,355人の搬送、また、ドクターヘリの出場は41件で40人の搬送です。

4 火災発生状況は5件で、損害額は737万2千円となっております。

5 消防自動車等の保有台数は、前年同数の73台です。

6 防火水槽及び消火栓は、防火水槽は242基、消火栓は357基、合計599基です。

52頁をお願いします。

職員数等の状況です。

1 職員の状況ですが、令和7年4月1日現在の職員数は115名、前年度比1名増です。

所属別に見ますと、福島消防署が1名増という状況です。

次に、職員の退職及び採用について、説明致します。

本年度、定年による退職者はおりません。

令和7年度は、4名の採用を予定しております。

また、特別職及び一般職の人数、給料等は、予算書75頁に、給与費明細書として添付しておりますので、ご参照ください。

以下、2 衛生センター業務委託勤務職員から5 婦人消防隊の人数等は、記載のとおりとなっております。

以上で、予算編成概要の説明を終わります。

このあと、各所属長より、担当する予算を自席で説明致しますが、目及び節において10万円以上の増減のあった予算を中心に説明致します。

前年度同額程度、または増減額が10万円以下の節にあっては、説明を割愛しますので、ご了解をお願い致します。

以上で説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

総括的な予算編成概要の説明が終わりました。
暫時、休憩を致します。

休憩 午後3時20分
再開 午後3時40分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。
予算案の説明を続けます。
歳出の説明を求めます。
1 款議会費の説明を求めます。
梅岡 忍事務局次長。

○事務局次長（梅岡 忍）

議会費の予算は、この場でご説明させていただきます。
それでは、令和7年度一般会計予算説明資料の28 頁をお願い致します。
1 款議会費、1 項、1 目議会費、本年度79 万2 千円で前年度比4 万円の減です。
1 節報酬が5 万4 千円の減となっております、毎年開催の四署合同消防訓練を隔年開催としたことによる減となっております。
8 節旅費の1 万4 千円の増の内容につきましては、構成4 町の持ち回りで開催しております、議会議務局職員研修会の開催地が、前年度の福島町から松前町へ変更となることに伴い、職員2 名分の宿泊料が増となっております。
以上で議会費の説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

2 款総務費の説明を求めます。
要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

予算説明資料の29 頁をお願いします。
2 款総務費、1 項、1 目事務局費、本年度4,031 万4 千円で前年度比373 万7 千円の増となっております。
表左の職員数は、前年度から変更はありません。
予算の増減につきましては、2 節給料から4 節共済費まで122 万5 千円の増は、職員の定期昇給及び給与改定によるものです。
11 節役務費34 万9 千円の増は、振込手数料の改定に伴う各種手数料の増によるものです。
12 節委託料255 万1 千円の増は、ホームページ運用・管理業務、情報セキュリティポリシー策定業務、職員採用試験等によるものです。
13 節使用料及び賃借料の39 万6 千円の増は、ペーパーレス会議システム使用料による増です。
18 節負担金、補助及び交付金81 万6 千円の減は、人事異動に伴う派遣職員給与費負担金の減によるものです。
30 頁をお願いします。
2 項、1 目監査委員費、本年度71 万4 千円、前年度比41 万2 千円の減となっております。
8 節旅費34 万9 千円の減で、当組合の識見監査委員は、福島町監査委員も務めており、識見監査委員に係る旅費につきましては、福島町との協議により隔年で予算計上しているため、本年度においては福島町での計上になります。
以上で、2 款総務費の説明を終わります。
ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

3 款衛生費の説明を求めます。

堺 泰幸衛生センター長。

○衛生センター長（堺 泰幸）

衛生センター長の堺です。

それでは、私の方から衛生センター所管分を説明致します。説明は資料を中心に行いますので、よろしくお願い致します。

それでは、資料4 説明資料の33頁をお願いします。

ちなみに資料3 予算書は35頁となっております。

歳出、3款衛生費、1項清掃費、1目し尿処理費です。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増額は、定期昇給によるものです。

10節需用費は1億1,532万6千円を計上し、前年度対比732万2千円の増であります。

主な増減の内訳をご説明いたします。

消耗器材費等は86万5千円減の3,078万4千円となり、減額の主な要因は、薬品類の価格は上昇しておりますが、し尿処理量が減少していることから、薬品等の使用量を見直したことによるものです。

修繕費は前年度対比756万円増の3,156万4千円です。オーバーホールについては、3,106万4千円を見込んでおり、昨年12月に整備計画でお示ししたとおりです。そのほかは、ほぼ例年どおりの予算計上となっております。

次に、12節委託料は、1億5,121万7千円を計上し、前年度対比822万9千円の増であります。

全部で8件委託契約がありますが、うち除雪業務委託料の増額については、業者変更による時間単価の増と、契約に最低保障を組み込んだことによるものでございます。

その他の増額した委託料は、し尿収集運搬業務委託料、し尿収集手数料徴収業務委託料、汚泥再生処理施設運転管理業務委託料で、これらは人件費、物件費、車輛維持費などの単価上昇を見込んでいます。そのほかは例年どおりです。

14節工事請負費は、1,925万円計上しています。

これは、整備計画に掲載していたとおり、汚泥再生処理設備 P L C 更新工事を行うものです。

17節備品購入費は14万円を計上しています。

これは貸与被服購入するもので、2名分の作業服と防寒服を購入するためです。

左上の財源内訳です。

衛生負担金を飛ばして、その下のし尿収集手数料ですが、し尿収集量を前年度の実績を加味し、前年度対比で955キロリットル減少の1万5,190キロリットルと見込んだことにより、手数料は525万3千円減少した8,356万8千円と見込みました。

それと、雑入4千円と基金繰入金の1,925万円を除いた分を衛生負担金として、2億1,325万3千円を構成町の皆さまにお願いすることとなります。

続いて、説明資料の34頁をお願いします。

2目のごみ再生処理費です。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、し尿処理費と同様の理由で増額しています。

8節旅費は9万7千円増額しておりますが、こちらは燃えるゴミの減量化を見据え、バケツ等の製品プラの受入れに係る先進地視察を行うため増額してございます。

10節需用費は、4,608万9千円を計上し、前年度対比317万4千円の増であります。

主な増減の内訳をご説明致します。

修繕費は前年対比257万4千円増の3,214万3千円です。オーバーホールについては、昨年12月に整備計画でお示ししたとおり、3,110万5千円としています。また、自動ドア修繕ということで34万8千円も計上しています。

そのほかは物件費の上昇による増額はあるものの、ほぼ例年どおりの予算計上としています。

11節役務費は53万2千円を計上し、前年度対比48万6千円の減であります。

これは昨年クレーン・ホイスト点検手数料を計上しておりましたが、今年度は実施しないことによるものです。

12節委託料は5,018万5千円を計上し、前年度対比1,007万円の増となります。

全部で13件の委託契約を予定していますが、うち整備計画でもお示ししましたとおり、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料が新規事業として、822万8千円を計上しております。

そのほか6件の委託料の増額をしており、これらは、人件費、物件費などの単価上昇を見込んでいます。

14節工事請負費は3,316万5千円を計上し、前年度対比365万4千円の増です。

7年度の新規事業として、不燃・粗大系磁選機・アルミ選別機更新工事を予定しており、整備計画でお示したとおり3,316万5千円となっています。

これらの工事は、全額基金での対応となります。

17節備品購入費は1,041万4千円を計上し、前年度対比1,019万6千円の増です。

これは、事務用備品と記載していますが、パソコンとデジカメを各1台の購入費となります。

また、ごみ運搬車購入費は1,007万9千円としておりますが、整備計画より約300万円ほど増額しております。これはごみ運搬車を取り扱っている事業者2社から参考見積書を徴したところ、この金額が提示させられたことによるものでございます。

そのほかは、ほぼ例年どおりとなっております。

左上の財源内訳です。

衛生負担金を飛ばして、その下のごみ処理手数料ですが、搬入量を800トンと見込み、424万円、財産売払収入は、前年度から約12トンほど減少した273.3トンと推計していますが、売払単価の減少が見られることから、1万3千円減の524万5千円と見込んでおります。

基金繰入金については、工事費全体全額の3,316万5千円と、雑入の自動販売機設置電気代を2万円と見込み、これらを除いた分を衛生負担金として、9,782万6千円を構成町の皆様にご覧いただくこととなります。

次に、35頁をお願い致します。

最後に、3目の最終処分場処理費です。

10節需用費は1,113万4千円を計上し、前年度対比49万円の増です。

増額の内訳は、右の説明欄に記載のとおりですが、基本的には物件費の上昇によるものです。

11節役務費は31万4千円を計上し、18万9千円の減となっています。

これは、トラックスケールの法定点検を2年に1度行わなければならないのですが、今年度は実施をしない年度となりますので、減額となっています。

12節委託料は1,432万4千円を計上し、前年度対比102万3千円の増であります。

全部で6件の委託契約を予定していますが、うち説明欄に記載している3件の委託料の増額を見込んでいます。これらも同様に人件費、物件費などの単価上昇を見込んでいます。

14節工事請負費は、880万円を計上し、前年度対比605万円の減です。

7年度は砂ろ過・活性炭吸着塔配管等交換工事を予定しており、この工事は整備計画でお示したとおり、880万円となっています。これらの工事は全額基金での対応となります。

そのほかは、ほぼ例年どおりとなっております。

左上の財源内訳です。工事費分を基金より繰り入れることとし、差し引いた残りの2,581万8千円を衛生負担金として、構成町の皆さまにご覧いただくこととなります。

以上で衛生センター所管分の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

4款消防費の説明を求めます。

最初に、消防本部費について。

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

それでは消防本部費の予算説明を致しますので、説明資料36頁をお願い致します。

4款消防費、1項、1目消防本部費4,589万1千円、前年度比79万8千円の減額でございます。
消防本部、派遣職員の異動がございますので、それに伴う人件費の減が主な理由でございます。
2節給料から4節共済費までの人件費は76万6千円の減額です。

主に職員の異動によるものでございます。

10節需用費42万6千円の減額です。車検整備及びスタッドレスタイヤの購入を終えたことが主な要因でございます。

17節備品購入費30万2千円の増額です。寝袋などの災害派遣用備品の購入によるものでございます。

以上で、消防本部費の予算説明を終わります。

ご審議よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

次に、松前消防署関連予算について。

小川隆広松前消防署長。

○松前消防署長（小川隆広）

それでは、松前消防署所管の予算説明を致します。

説明資料37頁をお願い致します。

1項、2目松前消防署費、予算額2億9,115万円、前年度比2,413万8千円の増額でございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は2,203万8千円の増額で、主に定期昇給及び給与改定によるものでございます。

8節旅費18万1千円の増額で、消防学校入校及び研修等に係る旅費の増によるものでございます。

11節役務費77万2千円の増額で、各種手数料等の、主に空気ボンベの検査本数の増によるものでございます。

38頁をお願い致します。

17節備品購入費79万6千円の増額で、主に災害対応ドローン用スピーカー及び救急資材用バッテリーの購入によるものでございます。

18節負担金、補助および交付金13万7千円の増額で、主に大型自動車免許取得等助成金の増によるものでございます。

続きまして、2項非常備消防費、1目松前消防団費、予算額1,886万9千円、前年度比80万6千円の増額でございます。なお、現在の団員数は、条例定数135名に対し110名でございます。

8節旅費10万7千円の増額で、研修会等旅費の増によるものでございます。

10節需要費78万4千円の増額で、車検台数の増が主な要因でございます。

26節公課費10万3千円の増額で、同じく車検台数の増によるものでございます。

39頁をお願い致します。

続きまして、3項消防施設費、1目松前施設費、予算額2,868万2千円、前年度比165万2千円の減額でございます。

10節需要費151万1千円の増額で、庁舎屋外物置及び器具置場シャッター取替え等が主な要因となっております。

12節委託料553万6千円の増額で、消防救急デジタル無線更新業務委託料によるものでございます。

14節工事請負費925万5千円の減額で、庁舎冷房設備設置工事完了が主な要因となっております。

17節備品購入費290万円の増額で、小型動力ポンプ購入及び消防指令車購入事業が主な要因でございます。

なお、18頁に消防指令車購入事業の概要がございますので、後ほどご参照をお願い致します。

18節負担金、補助及び交付金251万9千円の減額で、消火栓更新工事実施本数の減によるものでございます。

26節公課費14万5千円の増額で、消防指令車購入に伴う重量税の増によるものでございます。

以上で松前消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

福島消防署関連予算について。

住吉竜大福島消防署長。

○福島消防署長（住吉竜大）

それでは、福島消防署所管の予算説明を致します。

資料4の40頁をお開き願います。

1項、3目福島消防署費、予算額1億9,922万4千円、前年度比1,462万6千円の増でございます。

2節給料から4節共済費1,799万1千円の増でございます。定期昇給、給与改定及び職員1名の採用によるものでございます。

10節需用費49万6千円の増です。警防及び救急活動消耗品費等によるものでございます。

11節役務費113万3千円の増です。ガス検知器センサー交換点検、車両の法定点検等によるものでございます。

12節委託料20万1千円の増です。病院実習件数の増によるものでございます。

41頁をお願い致します。

17節備品購入費331万3千円の減です。防火服購入事業完了が主な要因でございます。

18節負担金、補助及び交付金187万5千円の減です。救急救命士養成所負担金が主な要因でございます。

続きまして、2項、2目福島消防団費、予算額1,500万2千円、前年度比261万8千円の減でございます。なお、現在の団員数ですが、条例定数85名に対し現在64名でございます。

1節報酬38万4千円、7節報償費7万6千円、8節旅費7万2千円、10節需要費46万9千円、13節使用料及び賃借料82万7千円、15節原材料費5万円の増です。渡島地方総合訓練大会が福島町開催になることによるものでございます。

11節役務費32万3千円の増です。小型ポンプ定期点検等各種手数料によるものでございます。

12節委託料23万7千円の増です。宮岡自警団解散による物品処理費用によるものでございます。

17節備品購入費494万2千円の減です。消防団員用防火衣購入事業が完了したことが主な要因でございます。

42頁をお開き願います。

続きまして、3項、2目福島施設費、予算額7,361万2千円、前年度比5,494万9千円の増でございます。

12節委託料494万6千円の増です。消防救急デジタル無線更新業務委託料が主な原因となっております。

14節工事請負費1,350万円の増です。消防庁舎冷房設備設置工事費によるものでございます。なお、19頁に事業の概要がございますので、後ほどご参照ください。

17節備品購入費3,090万円の増でございます。消防指揮広報車購入費の減と、高規格救急自動車の増によるものでございます。なお、20頁に事業の概要がございますので、後ほどご参照ください。

18節負担金、補助及び交付金556万4千円の増です。消火栓更新工事費負担金によるものでございます。

以上で、福島消防署所管の予算説明を終わります

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

知内消防署関連予算について。

成澤 悟知内消防署長。

○知内消防署長（成澤 悟）

知内消防署所管の予算説明を致しますので、説明資料43頁をお願い致します。

1項、4目、知内消防署費、予算額2億1,338万8千円、前年度比463万5千円の増額でございます。

2節給料から4節共済費までは、1,393万4千円の増額です。主に定期昇給と扶養等の異動によるものでございます。

8節旅費は12万5千円の減額で、各手研修内容の変更によるものでございます。

10節需用費は134万2千円の減額で、主に車検対象車輛の変更によるものでございます。

11節役務費は72万5千円の増額で、主に車輛法定点検台数の増によるものでございます。

12節委託料は116万7千円の増額で、特定屋外タンク貯蔵所定期点検業務委託によるものでございます。

13節使用料及び賃借料は12万7千円の増額で、各種使用料の増によるものでございます。

44頁をお願い致します。

17節備品購入費は940万9千円の減額で、電動式油圧救助器具購入完了によるものでございます。

26節公課費は41万8千円の減額で、車検対象車輛の減によるものでございます。

続きまして、2項、3目知内消防団費、予算額1,055万5千円、前年度比57万8千円の増額でございます。なお、現在の団員数は、条例定数80名に対し68名でございます。

1節報酬は28万8千円の増額で、主に歳末特別警戒出動人員の増によるものでございます。

10節需要費は25万3千円の増額で、渡島地方消防総合訓練大会出場に伴う消防機材費の増並びに車検整備の車輛変更に伴う増によるものでございます。

45頁をお願い致します。

3項、3目知内施設費予算額4,889万6千円、前年度比3,130万2千円の増額でございます。

14節工事請負費は164万8千円の減額で、消防庁舎冷房設備設置工事完了によるものでございます。

17節備品購入費は3,326万9千円の増額で、高規格救急自動車購入によるものでございます。なお、21頁に概要がございますので、後ほどご参照ください。

18節負担金、補助及び交付金は41万4千円の減額で、消火栓更新工事費負担金の変更によるものでございます。

以上で、知内消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

木古内消防署関連予算について。

石塚 陸木古内消防署長。

○木古内消防署長（石塚 陸）

木古内消防署所管の予算説明を致しますので、説明資料46頁をお願い致します。

1項、5目木古内消防署費、予算額2億605万4千円、前年度比1,589万9千円の増額でございます。

主な増額の内容は、職員の昇給昇格、パソコン更新事業、新規採用者被服購入事業によるものでございます。

2節給料から4節共済費までの人件費1,152万円の増額です。主な理由は職員の昇給昇格によるものでございます。

8節旅費51万6千円の増額です。主な理由は消防学校初任教育課程入校によるものでございます。

10節需要費36万1千円の減額です。主に消防用資機材修繕費の減によるものでございます。

11節役務費68万4千円の増額です。主に空気ボンベ及び酸素ボンベ点検本数の増加によるものでございます。

17節備品購入費350万円の増額です。主にパソコン更新事業及び新規採用者被服購入事業によるものでございます。

47頁をお願い致します。

18節負担金、補助及び交付金15万1千円の増額です。主に消防学校初任教育課程入校によるものでございます。

26節公課費18万4千円の減額です。車検対象車輛の減によるものでございます。

2項、4目、木古内消防団費、予算額1,064万6千円、前年度比48万5千円の増額でございます。なお、現在の団員数は、条例定数80名に対し、現在59名でございます。

17節備品購入費43万1千円の増額です。主にテント購入事業によるものでございます。

48頁をお願い致します。

3項、4目木古内施設費予算額137万1千円、前年度比816万9千円の減額でございます。

10節需用費62万8千円の増額です。主に庁舎に係る手摺り取替工事によるものでございます。

14節工事請負費66万3千円の減額です。消防庁舎冷房設備設置工事完了に係るものでございます。

15節原材料費22万6千円の減額です。庁舎裏車庫の屋根張替え完了によるものでございます。

17節備品購入費781万5千円の減額です。消防指令車購入事業完了によるものでございます。

以上で、木古内消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

4 款消防費の説明が終わりました。

質疑を行います。

5 番山田顕人議員。

○5 番（山田顕人）

高規格救急車購入事業の関係で、ちょっとお聞きしますけれども。

福島消防署の方は 4,350 万円で、知内消防署の方は 4,536 万 8 千円となっております。

説明資料の図面を見る限りでは、非常に似たような形なのかなと思ってるんですけども。

この 200 万円ほどの差、違いってどういうことなのでしょう。

○議長（溝部幸基）

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

5 番山田議員のご質問にお答え致します。

概要でもわかるとおり、外見は変わっておりません。

昨年の 6 月かと思いますけれども、知内署、福島署の担当者と本部職員と、三者で協議致しまして、ベース車両は揃えてございます。ほぼ、ですけど揃えてございます。

ただ、救急車に積載しております医療器具と申しますか、いろいろな資機材がございます。この資機材が意外と高額なものでございまして。これも耐用年数がございまして、ちょうどこの更新の時期に、医療器具の更新時期が重なるところもございまして、更新時期に合わせて車両の購入と抱かせて、購入ということもございまして、そういうところで差がついてございます。

○議長（溝部幸基）

その他、質疑ございませんか。

8 番堺 繁光議員。

○8 番（堺 繁光）

消防団員が、各町も、大分減少になるんですけども、これ、どのように対処する所存でありますでしょうか。聞かせていただきます。

○議長（溝部幸基）

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

8 番堺議員のご質問にお答え致します。

昨年の第 1 回定例会かと思います。その時、今のお話しさせていただきましたが、いろいろ広報誌ですとか、SNS を使って募集をしているところでございますけれども、やはり、私のこれまでの経験上で、99%ほとんどの団員の入団に関しては、声をかけて、直接声がけによる入団でございまして。

私としましては、いろいろな方をお願いをしまして、直接声をかけていただく。そういう入団の勧誘が一番効果的ではないかなと思ってございます。

昨年度、退職報償金は 30 年が限度とお話させていただきましたが、この 4 月 1 日から 35 年っていう区分が新たに設けられまして、一律 10 万円ほど退職報償金上がる形になります。

国の方でもいろいろな対策を練っておりますが、やはり入団に関しましては、議員さんにもお願いしましたけれども、いろいろな方に声をかけていただくのが一番効果的ではないかなと思っております。

8 番堺 繁光議員。

○8 番（堺 繁光）

いろいろな策を講じているようですけれども。

消防団員って年齢制限ってあるんでしょうか。ある程度の年齢までは何とか募集をかけるというか。少子化なんかの問題もあり、若い世代の確保や入団も困難かと思いますが、それについては。

○議長（溝部幸基）

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

これまでは 40 歳という縛りがございました。

ただ、昨年、改正させていただいたように、年齢制限は撤廃してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。
5款公債費、6款諸支出金、7款予備費の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

30頁をお願いします。

5款公債費、1項、1目元金、本年度1億1,454万1千円で前年度比536万8千円の増です。

22節償還金利子及び割引料同額で、令和4年度債ごみ再生・最終処分に係る衛生債の元金償還開始によるものです。

31頁をお願いします。

2目利子、本年度136万9千円で前年度比114万8千円の減です。

22節償還金利子及び割引料同額で、衛生施設債償還利子は、元利均等償還方式による利子の減及び平成25年度債し尿に係る衛生債の利率見直しによる減です。

6款諸支出金、1項、1目前年度会計剰余還付金、本年度1千円は前年度同額です。

下段、退職手当組合清算還付金は、科目廃止により皆減です。

32頁をお願いします。

2項、1目衛生センター施設整備基金積立金、本年度1,952万9千円で前年度比320万2千円の増です。

24節積立金同額で、木古内町の基金積立金300万円の増のほか、浄化槽汚泥処理手数料、利子及び配当金の増によるものです。

基金の内訳について説明致しますので、49頁をお願いします。

令和7年度衛生センター施設整備基金積立調書です。

表の上段・計欄、前年度末現在高1億3,580万3,090円に、積立額1,952万8,753円を合算しまして、取崩額6,121万5千円を差引きすることにより、令和7年度末現在高は9,411万6,843円と見込んでおります。

32頁をお願いします。

7款予備費、1項、1目予備費、本年度200万円で前年度同額です。

以上で、5款公債費から7款予備費の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

歳入全般についての説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、歳入を説明致しますので、22頁をお願いします。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金、本年度4億7,004万円で前年度比4,890万円の増です。

各町の負担金及び細節別構成町負担額の内訳は、記載のとおりです。

23頁をお願いします。

2目消防負担金、本年度11億9,607万円で前年度比1億3,567万3千円の増です。

各町の負担金及び細節別構成町負担額の内訳は、記載のとおりです。

24頁をお願いします。

2款使用料及び手数料、1項、1目し尿処理手数料、本年度8,356万8千円、前年度比525万3千円の減で、収集量の前年度比955キロリットル減の影響です。

2目浄化槽汚泥処理手数料、本年度935万9千円、前年度比4万9千円の増で、処理量の前年度比10キロ

リットル増の影響です。

3目ごみ処理手数料、本年度424万円、前年度比5万3千円の減で、搬入量の前年度比10トン減の影響です。

4目消防手数料、本年度132万円、前年度比120万円の増で、知内火力発電所特定屋外タンク定期点検によるものです。

25頁をお願いします。

国庫支出金、消防団設備整備費補助金は、事業完了により科目廃止となり、161万8千円の皆減です。

3款道支出金、1項、1目消防施設整備費交付金、1節同じで、本年度188万1千円で、前年度同額です。

北斗市の石油貯蔵施設に隣接する木古内消防署の事業に対する石油貯蔵施設立地対策等交付金で、防火服購入費の財源と致します。

4款財産収入、1項、1目利子及び配当金、1節同じで、本年度17万円で、前年度比15万3千円の増です。

衛生センター施設整備基金の利子で、同基金に積み立て致します。

2項、1目物品売払収入、本年度524万8千円、1節同じで前年度比1万円の減です。

衛生分売払量の減のほか、消防車輛更新に伴い3台売払予定となっております。

26頁をお願いします。

5款繰入金、1項、1目衛生センター施設整備基金繰入金、1節同じで本年度6,121万5千円、前年度比1,102万4千円の増となっております。

事業件数は1件減ですが、基金充当事業費は汚泥再生処理設備P L C更新工事外2件により増となっております。

6款繰越金、1項、1目、節も同じで本年度1千円で、前年度同額です。

決算繰越に係る整理科目となっております。

7款諸収入、1項、1目組合預金利子、1節預金利子、本年度2千円で、前年度同額です。

27頁をお願いします。

2項、1目雑入、節同じで本年度62万5千円、前年度比1,751万1千円の減です。

先ほど歳出で説明しました退職手当組合清算還付金1,805万円の皆減のほか、渡島地方総合訓練大会の福島町開催に係る助成金の増によるものです。

8款組合債、1項同じ、1目衛生債、1節一般廃棄物処理事業債750万円の皆増です。

内容につきましては、ごみ運搬車購入による地方債です。

事業予算額については、1,007万9千円、起債充当率75%です。

以上で、歳入全般の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

1 番佐藤孝男議員。

○1 番（佐藤孝男）

34 頁、ごみ再生処理費の8 節旅費についてちょっとお伺いいたします。

使用済みプラ製品の処理にあたって先進地を視察するということであります。現在のプラスチックの処理はどのようになっているのか。それと、先進地だからいろいろそういう優れたことがあると思うんだけど。

どういうところが先進的で、どういう市町村に見行くのかという内容をお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

堺 泰幸衛生センター長。

○衛生センター長（堺 泰幸）

1 番佐藤議員のご質問にお答えします。（実際は言っていない。）

今回の先進地視察で見てくるのは、今現在、燃えるゴミに分別されているバケツだったり、プラスチックでタライだったりという硬いプラスチックのものになります。そちらを略して製品プラと言っているんですが、三笠市周辺で、三笠市にある企業の方で、製品プラの収集を行っております。

そちらで、燃えるゴミではなくて。製品プラという種類の資源ゴミとして取り扱っている事例がございます。

現状うちの施設でそれは扱っておりませんので、その製品プラと言われるものを、うちの施設で取り扱えないかどうかの確認、ということでございます。もしかしたら、新しい施設導入とかなると、取り扱うのはなかなか難しいと思うんですけど。現状の不燃ゴミの破碎施設を活用した中で取り扱えるのであれば、燃えるゴミから資源ゴミに移ることによって、各町の負担金が減るという考えからの視察ということになってますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（溝部幸基）

その他、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席、派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり承認することに決定致しました。

出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決、閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

本会議の案件の審議を全て終了致しましたので、令和7年第1回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本日の会議を閉じます。

○議長（溝部幸基）

どうもご苦勞様でした。

（閉会 午後4時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 木村 隆

署名議員 木村 一

